

日 教 庶 第 8 8 5 号
令和8年(2026年)9月7日

教育委員 各位

日野市教育委員会
教育長 白石 高士
(公印省略)

令和8年度第6回教育委員会定例会の開催について

日野市教育委員会告示第15号により、下記のとおり令和8年度第6回教育委員会定例会を開催します。定刻までに御参集ください。

開催日時

令和8年(2026年)9月10日(木) 午後2時

開催場所

教育委員会室(506会議室)

案件

議案

- 第39号 令和8年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書(令和7年度事業)について
- 第40号 日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱の専決処分について
- 第41号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について

請願

- 第8-6号 6月15日の参院決算委員会での小泉進次郎氏の「外国籍児童・生徒への差別やいじめを誘発する危険性のある答弁」は間違っていると、教職員にはもとより児童生徒にも伝えて頂きたい請願

報告事項

- 第17号 行政情報の公開請求
- 第18号 通学路合同点検の実施状況について
- 第19号 令和8年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書(令和7年度事業)
- 第20号 令和8年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書(令和7年度事業)
- 第21号 令和8年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書(令和7年度事業)

議案第 39 号

令和 8 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和
7 年度事業）について

上記議案を提出する。

令和 8 年 9 月 10 日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年度教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和 7 年度事業）を作成し、日野市議会に提出するものです。

別紙

議案第40号

日野市立学校学校薬剤師の解嘱及び委嘱の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則第2条に基づく学校薬剤師の解嘱及び委嘱について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため、教育長専決により解嘱及び委嘱を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

解 嘱 者

氏名	住所	科目	担当校	解嘱理由
山崎 茂		薬剤師	滝合小学校	職務継続の意思がないものと認められたため

解嘱日：令和 8 年 8 月 31 日

委 嘱 者

氏名	住所	科目	担当校	任期
古田 智裕		薬剤師	滝合小学校	自：令和 8 年 9 月 1 日 至：令和 10 年 3 月 31 日

委嘱日：令和 8 年 9 月 1 日

《関係法令》

日野市立学校の学校医等の任用等に関する規則

第 2 条 学校医等は、非常勤の職員とし、教育委員会が委嘱する。

第 3 条 学校医等の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学校医等が欠けたとき及び新設された学校には、学校医等を充足することができる。その任期は、前任者又は他校現任者の残任期間とする。

日野市教育委員会教育長に対する事務委任規則

第 3 条 委員会において処理すべき事項で急を要する事項が発生し、かつ、委員会の会議に諮る時間的余裕がないときは、教育長は委員会に代わって処理することができる。

2 教育長は、前項の規定により処理した事項については、直近の会議において委員会に報告し、承認を求めなければならない。

議案第41号

教育委員会職員の分限休職の専決処分について

上記議案を提出する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

《提案理由》

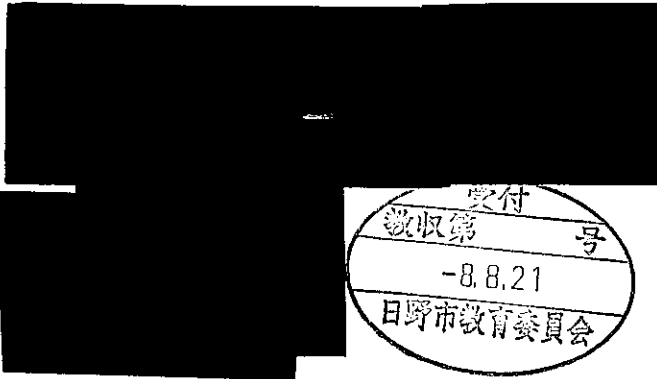
教育委員会職員に対する地方公務員法第28条第2項第1号による分限休職の発令について、教育委員会に諮る時間的余裕がありませんでした。そのため教育長専決により分限休職の発令を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

非公開

請願審査

請 願 番 号	請願第8－6号
受 付 年月日	令和8年8月21日
件 名	6月15日の参院決算委員会での小泉進次郎氏の「外国籍児童・生徒への差別やいじめを誘発する危険性のある答弁」は間違っていると、教職員にはもとより児童生徒にも伝えて頂きたい請願
請願者 住 所 氏 名	

6月15日の参院決算委員会での小泉進次郎氏の「外国籍児童・生徒への差別やいじめを誘発する危険性のある答弁」は間違っていると、教職員にはもとより児童生徒にも伝えて頂きたい請願



口頭意見陳述をします。

1 請願の背景と、請願を実行頂きたいお願い等

立憲民主党の古賀千景議員（1989年4月から約30年間福岡県内公立小・中学校臨時講師・教諭。20年4月日本教職員組合特別中央執行委員。22年立憲民主党から参院比例区で初当選）が6月15日、参院決算委員会で「経済的に厳しい子どもたちが自衛隊に行く」などと発言したことにバッシングが広がった。

だが、同発言前後の小泉進次郎防衛大臣（1981年4月14日横須賀市生まれの45歳）の北朝鮮・中国等の“外国籍児童・生徒への差別やいじめを誘発しかねない答弁”に批判が出ないのは変だ。

ところで、現行学習指導要領（文科省は「大綱的基準として各校の教育課程編制に法的拘束力あり」と主張）は、小中高校全校種の総則に、初めて「新聞」に関する記述を盛り込んでいる。

本会が7月9日(木)提出した請願で述べた通り、日本新聞協会（中村史郎会長）のNIE委員会の坂口佳代委員長（毎日新聞社執行役員編集担当）らは2月6日、「学習指導要領改訂に向けた日本新聞協会の意見」と題する、松本洋平文部科学大臣宛意見書を、文部科学省の望月禎・初等中等教育局長に、手交により提出した。その意見書は

——新聞は公権力を監視し、民主主義を支える公共的役割、すなわち「健全な言論空間＝世論形成」の役割も担っている。——

というフレーズを2度も使いつつ、

——生成AIの普及やネット空間に行き交う偽・誤情報、また、世界的な民主主義の退潮傾向のなか、事実をもとに論理的・合理的に判断する「クリティカルシンキング（情報対応スキル）」への向き合い方を義務教育の中で醸成することの重要性が増しています。新聞の活用を通じてそうした力

が育まれることを期待します。——と述べている。

しかし『産経新聞』『読売新聞』等、政府・保守政党寄りのマスゴミは、古賀千景議員への非難に偏し、小泉進次郎氏の“外国籍児童・生徒への差別やいじめを誘発しかねない答弁”を一切問題視していない。

また防衛省は『子ども版防衛白書』（以下『子ども版』と略記。教育ジャーナリスト・永野厚男さんが取材し、月刊『紙の爆弾』2026年4月号1頁強建て（ニュースレスQ欄）記事で分析・批判した記事は既送信）をHPに掲載。24年版は紙の冊子を6100冊作成し、全国約2400の小学校に送付した。この『子ども版』についても小泉進次郎氏は古賀千景議員を挑発する主張をしている。

（1）PDF添付の月刊『紙の爆弾』2026年9月号1頁強建て記事と、（2）後掲の「2 具体的事実と請願（提言）、分析事項」の各項の事実に対する提言——の（1）（2）の内容を、26年9月10日（木）午後の本市教委定例会までに、白石高士教育長と4人の教育委員、教育政策担当部長の宇田川裕美さん・前田健太さんを始めとする指導系が読み込んで頂きたい。

そして、〔1〕教育委員全員が、「毎回壊れた！Cレコーダーのような“無内容でおどなり”ではない、具体的内容に踏み込んだ意見」を述べた上で、本請願を採択頂いた上で、〔2〕本市の全教職員（校長を含む）に、本請願「1」の決算委員会での問題点に関する「2」の各項の両方の内容を、下線部を中心に周知等して頂くと共に、（副）校長会・教務主任会・中堅教諭等資質向上研修・初任研等で紹介して頂きたい。更に、〔3〕本件は多くの新聞やテレビがかなり大きく報道しており、児童・生徒が家庭内でも見聞している可能性が高いので、冒頭に記した日本新聞協会の意見書に則り、本市立小中では社会科や総合等の授業等で、小泉進次郎氏の主張に偏することなく、多面的・多角的な反対意見・見解を多く取り上げ、児童・生徒が多様な考え方・思考力を持てるよう、努めて頂きたい。

そして、〔4〕以下の「2」の請願事項に沿った意見書を、文科省（松本洋平大臣(53歳)と武藤久慶(ひさよし)教育課程課長にも出して頂きたい。

2 具体的事実と請願（提言）、分析事項

2-1 事実 6月15日の決算委員会で、古賀千景議員はまず「ロシアのウクライナ侵略の理由は歴史的な背景等も児童たちに伝えるべきだが、『子ども版』は『ウクライナの防衛力不足（のため侵略された）』とだけ記述。内容が一方的で政治的中立性に反するから、教室等でなく職員室保管の学校が多い」と指摘し、「子どもたちへの配慮があるか」問うた。

提言 本市立小中での「新聞を活用した授業」（主

権者教育や、児童生徒が自主的に探究学習する場合を含め)では、古賀千景議員を非難する『産経新聞』『読売新聞』等に偏することなく、この古賀千景議員の発言(特に「子どもたちへの配慮があるか」という指摘)こそ児童生徒に紹介頂きたい。

その際、前記・月刊『紙の爆弾』2026年9月号1頁強建て(ニュースレスQ欄)の記事も紹介頂きたい。

2-2 事実と提言 「2-1」の古賀千景議員の質問・指摘に対し、小泉進次郎氏は「ウクライナが侵略を抑止できる十分な能力がなかったから」と主張した。この小泉進次郎氏の主張は、「力には力。即ち、相手国より強い軍隊・兵器を持てば攻められないからこっちは軍拡するぞ」という外交より軍事を優先する誤った主張だと児童生徒に教えて頂きたい。また、小泉進次郎氏の主張は「安全保障のジレンマに陥っている」という事実も、児童生徒に伝えて頂きたい。

2-3 事実と提言 小泉進次郎氏は「2-2」の放言をした上で、「過度な全国の教育現場の配慮で、自衛隊の取組みに子どもたちが関心を持つ機会がないのは改めるべき。我々としては小学校に限らず中高含めしっかりと伝えることを今まで以上にやらせていただく」と、『子ども版』配布先の校種拡大まで「便乗」答弁した。この小泉進次郎氏の主張の前段は保守系議員や防衛省等、外交より軍事を優先する誤った主張なので、児童生徒には伝えないでほしい。後段の『子ども版』はもし送ってきても、小泉はもちろん、中でも配付や図書館当への配架はやらないでほしい。

2-4 事実 古賀千景議員の「経済的に厳しい子どもたちが自衛隊に行く」等の発言は「2-1」～「2-3」のやりとりの文脈の中で出たが、一部議員がざわついたため、古賀氏は「失礼しました。訂正します」と撤回した上で、「北朝鮮・中国・ロシアの軍事力を強調する『子ども版』の『日本が位置する地域は安全ではない。自衛隊が米国と一緒に攻撃に立ち向かう力を強くする』との記述は、子どもたちへの印象操作。強く危惧する。学校に通う北朝鮮・中国等の子どもたちの目に触れた時、どのような心の傷を負うか配慮したのか」と追及を続けた。

提言 古賀千景議員の『子ども版』が「北朝鮮・中国等の“外国籍児童・生徒への配慮を欠く”」という指摘は正しいので、こちらを児童生徒に伝えて頂きたい。

2-5 事実 古賀千景議員の一連の発言から、小泉進次郎氏は古賀千景議員の部分だけ問題視し、「『近隣諸国の子どもたちへの配慮』と言う前に自衛官の子どもへの配慮に欠ける発言ではないか。事実誤認、一面的な自衛隊への見方だ。(古

賀)先生は『近隣諸国の…』と言うが、まずは自衛官の子どもたちへの配慮や理解が最優先だ」と答弁した。

提言 古賀千景議員の古賀千景議員の発言は確かなデータに基づいていないとしても、防衛省は募集案内パンフ等に防衛庁当時から、「給料・退職金の金額、衣食住無料」等、金銭面のPRを前面に出してきた。よって、金銭面のPRを前面に出す防衛省の募集のやり方には注意するよう、進路担当の教諭や校長に伝えて頂きたい。

2-6 提言 「2-5」の小泉進次郎氏の「近隣諸国の子どもたちより、自衛官の子どもたちへの配慮が最優先」答弁は、外国籍児童・生徒への差別やいじめを誘発するものではないかという危惧を、教職員にはもとより児童生徒にも伝えて頂きたい。

2-7 事実 日本が集团的自衛権行使や敵基地攻撃可能な大軍拡を進めることが、“自国の軍拡が他国の軍拡を助長する安全保障のジレンマ”の泥沼に陥り大問題であるのに、小泉進次郎氏や『子ども版』は外交努力や非核化、軍縮を語らない。

保守政党の政治家や“産業報国会”化している連合の芳野友子会長、一部マスコミ等が、古賀議員バッシングだけ続けて小泉氏答弁を批判しないのは、“抑止力としての自衛隊＝軍事力信奉”が強いからだ。

提言 小泉進次郎氏や『子ども版』が外交努力や非核化、軍縮を語らないのは間違っており、北朝鮮を含む6か国協議の実施やASEAN拡大外相会議の活用、武器禁輸3原則の復活等、外交努力や非核化、軍縮こそ重要だと教職員にはもとより児童生徒にも伝えて頂きたい。

2-8 事実 7月19日の『朝日新聞』等は、①小泉進次郎氏は前日に公開されたインターネット番組「言論テレビ」に出演し、「日本にとっては議論するのが難しい課題だが、触れざるを得ない一つは核だ」と述べ、②ロシアのウクライナ侵攻後、フランスが核戦力を増強し、フィンランドが自国内への核兵器の持ち込みを容認した事例に言及し、「日本が置かれている安全保障環境に危機感を持って、あらゆる政策をタブーなく議論し、進めなければいけない」と、非核三原則の一部撤廃志向の放言をした。

提言 本市が採択している社会科教科書は、非核三原則の重要性を明記している。小泉進次郎氏の非核三原則の一部撤廃志向の放言は間違っているし、広島・長崎の被爆者の心を傷付けると、職員にはもとより児童生徒にも伝えて頂きたい。

2-9 提言 「軍事力＝自衛隊や日米軍事同盟による国家安全保障」は間違っており、人間の安全保障こそ重要だと、児童生徒に伝えて頂きたい。

報告事項第17号

行政情報の公開請求

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

行政情報の公開請求

	請求日	決定日	請求件名	決定内容
1	8月2日	8月17日	令和8年度「公民館平和事業」プログラム	部分公開
2	8月21日	9月2日	2026年度の市立小中の道徳地区公開講座について、7月10日から8月21日までに実施した小中学校の、特支学級を除き①保護者一斉メールや学級だよりなどで知らせた開催案内（授業と講演会 or 研究協議会の両方）②各学級の指導案（学年で内容が全く同じ場合は1組やA組だけでよいがワークシートを含む）③講演会 or 研究協議会の講師レジメやスライド（パワーポイント）、配布物）	非公開 (不存在)

報告事項第18号

通学路合同点検の実施状況について

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

令和8年度 通学路合同点検

1. 合同点検実施校及び日程等（6校） ※4周目の合同点検。

日程	学校名	点検箇所	参加者数
6月10日	南平小学校	1箇所（うち再点検0箇所）	9名
6月11日	七生緑小学校	1箇所（うち再点検1箇所）	7名
6月17日	夢が丘小学校	10箇所（うち再点検5箇所）	11名
6月24日	平山小学校	4箇所（うち再点検3箇所）	14名
6月25日	潤徳小学校	5箇所（うち再点検0箇所）	9名
6月30日	日野第八小学校	8箇所（うち再点検0箇所）	10名

教育委員会以外からの参加者：校長、副校長、生活指導主任、保護者、道路課、
南西建（都道のみ）、日野警察

2. 合同点検当日の内容

- ◇参加者全員で点検箇所（危険箇所）を確認。
- ◇各点検箇所で、学校・PTAの方から危険箇所の状況を説明。
- ◇危険箇所の状況を確認し、各管理者より説明。

3. 点検実施後の流れ

(1) 対策要望

小学校からの要望箇所について、対策者へ回答作成依頼（7月に依頼済み）

(2) 対策者からの回答報告（10月を予定）

対象校へ、点検結果と今後の対策等について一覧表を作成し報告。

(3) 危険箇所について対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう各関係機関で連携を図り、実施可能な対策から随時実施。

(4) 通学路合同点検の推進会議（報告会）を開催（2月頃を予定）

対象年度に実施された合同点検の内容について、小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し推進会議（報告会）を実施。

4. その他

学校からPTA（保護者）へ情報共有がされていない学校が散見された。

報告事項第19号

令和8年度日野市中央公民館の運営の状況に関する評価書（令和7年度事業）

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

別紙

報告事項第20号

令和8年度日野市立図書館の運営の状況に関する評価書（令和7年度事業）

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

別紙

報告事項第21号

令和8年度日野市郷土資料館の運営の状況に関する評価書（令和7年度事業）

このことについて、次のとおり報告する。

令和8年9月10日 提出

日野市教育委員会
教育長 白石 高士

別紙